

中標津町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和4年4月現在

任期：令和6年3月31日まで

	所 属	職 名	氏 名	該当※	備考
1	中標津町	副町長	遠藤 俊勝	(1)	(会長)
2	中標津町町民生活部	部長	舟橋 利明		(副会長)
3	中標津町経済部	部長	天野 英典		
4	中標津町教育委員会	部長	山宮 克彦		
5	中標津町建設水道部	部長	中野 康志	(1)、(7)	
6	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局	主席運輸企画専門官	松田 順一	(2)	
7	北海道根室振興局	地域政策課長	伊黒 大	(3)	
8	阿寒バス株式会社	営業本部長	須田 広伸	(4)	
9	根室交通株式会社	取締役統括本部長	秋穂 智久		
10	日東交通株式会社	代表取締役社長	近藤 伸也		
11	株式会社北都ハイヤー	代表取締役専務	松實 直樹		
12	株式会社旭観光				
13	私鉄総連阿寒バス支部	執行委員長	稲船 裕幸	(5)	
14	私鉄総連根室交通支部	執行委員長	佐原 貴幸		
15	中標津町全町内会連合会	会長	佐々木 優	(6)	
16	武佐地区連合会	会長	志賀 章		
17	俣落連合会	会長	板橋 匠		
18	養老牛町内連合会	会長	株田 宏		
19	計根別町内連合会	会長	谷川 好則		
20	中標津町商工会	副会長	舘下 雅志		(監事)
21	なかしべつ観光協会	事務局長	小沼 廣行		
22	中標津町社会福祉協議会	常務理事	二瓶 隆司		(監事)
23	北海道開発局釧路開発建設部中標津道路事務所	所長	佐藤 秀史	(7)	
24	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所	出張所長	青柳 充保		
25	北海道釧路方面中標津警察署	交通課長	山口 祐一郎	(8)	
【アドバイザー】					
—	NPO法人まちづくり支援センター	代表理事	為国 孝敏	—	
【事務局】					
—	中標津町町民生活部生活課	課長	田中 道行	—	(事務局長)
—	中標津町町民生活部生活課交通町民相談係	係長	松井 錦次	—	
—	中標津町町民生活部生活課交通町民相談係	主事	山田 公平	—	
—	中標津町町民生活部生活課交通町民相談係	主事補	竹田 修哉	—	

※中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱第3条による区分。

中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方に関すること。
- (2) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (6) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者により構成し、中標津町長が委嘱する。

- (1) 中標津町長が指名する職員
- (2) 国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道根室振興局長が指名する者
- (4) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 道路管理者の代表者が指名する者
- (8) 北海道釧路方面中標津警察署の代表者が指名する者
- (9) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、中標津町副町長をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員の中から会長が指名する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(協議会の運営)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議の案件について会長が軽微な事案と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、中標津町町民生活部生活課内に置く。

(経費)

第10条 協議会の事業に要する経費は、中標津町からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の財務処理に当たっては、中標津町の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
(中標津町地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 3 中標津町地域公共交通会議設置要綱（平成20年要綱第27号）は廃止する。

中標津町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 中標津町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地中標津町役場町民生活部生活課内に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第2条に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

（事務局）

第4条 基本的な事項は設置要綱第9条に準ずるものとし、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第5条 基本的な事項は設置要綱第11条に準ずるものとし、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（費用弁償）

第6条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- （1） 国、道、町及びその他団体の常勤職員
- （2） 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- （3） 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 前項の規定により支給する旅費の額は、中標津町特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和26年2月28日条例第4号）に準ずるものとする。

（事務の委任）

第7条 協議会は、第3条に定める事項に係る契約、費用弁償等の支払及びその他財務に関する事務の一部を中標津町に委任することができるものとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和4年4月 日から施行する。

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会規約第4条の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）協議会の出納その他会計事務に関すること。
- （5）そのほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、中標津町町民生活部生活課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、中標津町町民生活部生活課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に関し必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項については、中標津町の例によるものとする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、規格、個数、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	規格	個数	使用区分	公印保管者
中標津町地域 公共交通活性化協議会会長 之印	方 18mm 中標津町地 域公共交通 活性化協議 会会長之印	1	会長名をもつ て発する文書	事務局長

中標津町地域公共交通活性化協議会財務規程

（目的）

第1条 この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会規約第5条の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、中標津町の負担金、国、道からの補助金及びその他の収入をもって歳入し、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、承認を受けるものとする。なお、この規程の施行後最初の会計年度予算については、これによらない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 前会計年度中に確定した歳入の調停及び支出負担行為について、出納上の整理を行うための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。

5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会に諮り、承認を受けるものとする。

（予算区分）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

（収入及び支出の手続き）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、中標津町の例により行うものとする。

2 事務局長は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 運営費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

様式第 5－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 4 年 4 月 日

国土交通大臣 殿

住 所	北海道標津郡中標津町丸山 2 丁目 22 番地
氏名又は名称	中標津町地域公共交通活性化協議会
	会 長 遠 藤 俊 勝

令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業）交付申請書

令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）金 355,800 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付申請事業

補助対象事業者名 中標津町地域公共交通活性化協議会 (単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 中標津町地域公共交通計画策定調査業務 【内容】 ・ 町民ニーズ把握調査 ・ 協議会開催	着手予定日： 交付決定日以降 完了予定日： 令和 5 年 3 月 3 1 日	1, 777, 630	355, 800

(添付書類)

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

地域公共交通調査事業の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本町は北海道東部の根釧原野の中央に位置し、総面積 684.87 km²の広大な土地を活かした酪農業を基幹産業としている。また、国道272号バイパス沿いの大規模商業施設や日本最東端の中標津空港を有するなど、北海道東部の中心地として産業経済及び交通ネットワークの拠点となっており、自家用車などによる近隣市町村からの移動が多い地域でもある。

人口は23,203人（R2）とピークであった24,361人（H24）から徐々に減少しており、高齢化率も年々増加していることから（H27：22.9%→R2：26.4%）、少子高齢化の進行が懸念されている。^{※1} また、人口の分布としては、市街地近辺に約80%以上が集中し、その次に多いのが計根別地区の3%、その他は数十個の郊外の地域に分布している。^{※2}

※1 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査参照

※2 H27 国勢調査参照

本町の公共交通は、路線バス、スクールバス、タクシーなどがあり、路線バスは表1のとおり10路線を有する。なお、市街地中央部にある中標津交通センターは路線バスの発着点もしくは経由地となっており、本町の路線バスの拠点となっている。

表1. 中標津町を運行する路線バス

	路線名	便数	主な経路	事業者	補助等
町内	武佐線	5	市街～武佐～開陽～市街	公営	フィーダー系統
	俣落線	6	市街～俣落～市街		〃
	養老牛線	3	計根別～養老牛～計根別		道補助
	市内循環線	8	市街	民間	道補助
	中標津計根別線 ^{※3}	1	市街～計根別		市町村単独
広域	釧路羅臼線	4	釧路～中標津～羅臼	民間	地域間幹線系統
	釧路標津線	1	釧路～中標津～標津		市町村単独
	標津標茶線	9	標津～中標津～標茶		地域間幹線系統
	中標津線	5	厚床～別海～中標津		〃
	中標津空港線	4	根室～別海～中標津空港		〃

※3 町内の高等学校が長期休業期間中の平日のみ運行

本町を運行する路線バスについては、モータリーゼーションや少子高齢化、昨今のコロナ禍の影響などもあり利用者は少なく、どの路線においても赤字収支で、町の赤字負担額は年々増加し町財政に大きな負担を与えている（R2負担額 74,658千円（うち、転換交付金分は32,084千円））。

広域バス路線のひとつで「JR標津線代替バス路線」である標津標茶線及び中標津線については、1市4町で構成する標津線代替輸送連絡調整協議会（以下「代替協議会」とする。）で運営しており、両路線の運行経費に係る町負担額は年々増加し（H28：26,664千円→R2：32,084千円）、財源である転換交付金も残り僅かとなっていることから、現状の路線を町単独の財源の

みで維持することは困難な状況となっている。今年度、代替協議会独自で乗降調査を実施し、現在、路線の抜本的な見直しが関係自治体で進められており、地域にとっての利便性の確保や公共交通の維持、持続可能な運行が急務である。

その他の広域バス路線についても、負担額は増加傾向にあるため、今後検討が必要である。

このような広域バス路線の課題がある中で、町内バス路線の5路線については、転換交付金分を除いた町単独の負担の中では、約6割を占める負担（R2：25,347千円）と大きく、町有バスの3路線については、収支率（運行経費に対する収入（国・道の補助含む）の割合）が低いため、町への負担が大きい状況である。

表2. 町有バス（3路線）にかかる経費等（単位：千円）

項目		H28	H29	H30	R1	R2 ^{※4}
経費	A	23,884	23,158	24,661	24,457	20,596
収入	B	1,082	1,088	1,288	1,524	1,176
補助	C	5,835	4,626	3,370	3,319	6,847
収支率	(B+C)/A	29.8%	24.7%	18.7%	19.8%	39.0%

※4 R2年度については、フィーダー系統にかかる国庫補助の上乗せがあり補助額が例年より増額されたため、収支率も例年より大きくなっている。

市街地を運行する市内循環線については、利用者数が少ない状態が改善されないことなどから町への負担は年々増加しており、また、期間を限定して運行している中標津計根別線については、町への負担に大きな変化はないものの、利用のない月も見られるため、路線の存続について検討が必要である。

表3. 市内循環線及び中標津線にかかる町負担額（単位：千円）

路線	H27	R2	増加率
市内循環線	9,268	12,467	34.5%
中標津計根別線	302	307	1.6%

表4. R2年度中標津計根別線にかかる月別利用実績（単位：日、人）

	4月	7月	8月	12月	1月	3月
運行日	5	0 ^{※5}	5	4	7	5
利用者数	7	0	10	0	10	3

※5 7月は新型コロナウイルスの影響により運休

以上のことから、町内バス路線は、

- ・低い収支率などにより町財政への負担が大きい
- ・利用者数が少ない状態が続いている

といった現状であり、これらを改善するためには、どの地点（地区・町内会等）からどこまで（商業施設・病院等）の利用があるのか、またはニーズがあるのか今一度整理し、より最適な運行形

態や運行ルート、ダイヤを検討することが必要である。

また、本町の路線バスの拠点となっている中標津町交通センターについても、町内バス・広域バス路線の拠点としての機能が果たされているか(空きテナントの有効活用等)検討することも必要である。

これらのことから、本町のバス路線については次の課題が考えられる。

- ・バス運行による町財政への負担を改善
- ・利用実態、ニーズを整理した路線再編
- ・バス路線の拠点としての機能検討

なお、町内バス路線は、移動手段を持たない若年層や交通弱者の移動手段、公共交通空白地域の解消という役割を果たしているため、これらの役割を維持しつつ、上記の課題をクリアしていく必要がある。

〔計画の区域内における公共交通の概要〕（調査時点）

	路線バス		デマンド(バス・タクシー)事業者数	その他
	事業者数	路線数		
全体	3	10	0	観光バス 1事業者 タクシー 2事業者 スクールバス 4事業者(13路線)
うち公営・コミバス等	1	3	0	

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

町財政に大きな負担を与えている町内バス路線の現状としては、利用実態に合わない運行状態という課題があるため、利用実態や利用者である町民のニーズを把握し、現状に合った運行形態や運行ルート、ダイヤに見直しつつ、町財政への負担を改善していくことが重要である。

また、

- ・釧路・根室管内の広域計画に位置づけられる予定の広域バス路線への接続
- ・中標津町交通センターの交通拠点としての機能性
- ・多部門（観光・まちづくり）との連携

を検討し、町内外の移動の円滑化も図ることも重要である。

これらの方向性を踏まえて、町の上位計画である中標津町総合計画や第2期中標津町都市計画マスタープランとも整合性を図り、連動した計画の策定を目指す。

このような方向性で計画を策定するうえでは、

- ・現況の交通実態の整理
- ・現況のバス利用者の利用目的やバス乗車前後の動向
- ・利用者である町民のニーズの把握や意見交換
- ・関係各所との協議

などについての実施・検討をし、調査等を実施していく必要がある。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
・ 町民ニーズ把握調査	町民（エリアごと、全部で 2,000 世帯を想定）を対象としたアンケート調査を行い、バス路線に対するニーズを把握する。 ・ 回答者の属性、運転免許、自動車保有の有無 ・ バスの利用状況 ・ バス路線への要望、必要性 等々
・ 協議会開催	実施する調査の内容や調査結果を基に行うあり方検討、地域公共交通計画（案）の内容検討などについて議論を行う場として、開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月
・ 町民ニーズ把握調査				
・ 協議会開催				

様式第 5－1 別紙

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
・ 町民ニーズ把握調査	1,256 千円	1,254 千円	251 千円	1,005 千円
・ 協議会開催	524 千円	524 千円	105 千円	419 千円
合計	1,780 千円	1,778 千円	356 千円	1,424 千円